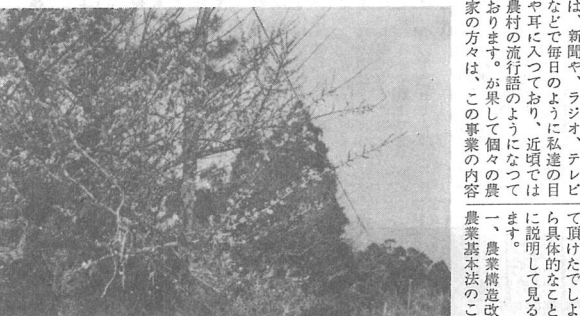


横芝町の産業分類別事業所数及び従業員数(各年事業所統計調査より)

産業分類別	年度別	事業所数	従業員数	産業分類別	年度別	事業所数	従業員数
総 数	昭和32年	502	2031	金融保険業	昭和32年	8	85
	35	564	2363		35	6	52
建設業	32	49	161	不動産業	32	—	—
	35	60	154		35	1	1
製造業	32	32	406	運輸通信業	32	12	131
	35	47	541		35	18	252
卸売業小売業	32	283	846	サービス業	32	118	402
	35	294	931		35	138	432

この広報は各家庭に無料で配付します
発行所 千葉県山武郡横芝町役場 (電話) 横芝32・49・339

広報告知板
3月は、会計年度最後の月です
まだお済みにならない
町税、国保税、有線使用料等
がありましたら
月末までには是非お納め下さい



三月
もう春はすくすく梅や花ざかり
霜雪にたえた今や花ざかり
待っている桜にバトンを譲るために

農業構造改善事業

それはやらなければならない

農業の構造改善という言葉は、新聞やラジオ、テレビなどで毎日のように私達の目や耳に入っており、近頃では農村の流行語のようになっております。果して個々の農家は、この事業の内容を知らなければならぬ。農業構造改善のネライは、戦前のわが国農業構造の特質は、地主制と零細農耕にあり、地主制は農地改革により打破され、零細農耕は現在まで存続しております。小型の農業では単位面積の生産はあがるにしても、それが知られていないので、生産の仕組みをもっと大型にすることが望まれています。大型トラクターを使用して生産の能力を高めていこうとするので、耕地が狭かたつたり、五ヶ所も六ヶ所も農地が散在しているのではせつなく機械も有効に使えません。一戸当りの経営規模を広げたり、農地の集団化をしたり、用排水を完備したりして、生産の効率を高めること、これが農業構造改善の意味であり、目的であります。

37年度当初予算案

総額九千二百五十五万円

十二日からの定例議会

総額九、二五五万円に及び三十七年度の当初予算が三月十二日から開催された定例議会で審議されました。この予算は、三十六年度当初に比べ、二、五八八万円の増となっております。これは人員費や物件費の値上りによる経常費の増加と、中学校の屋内体育館講堂と栗山川漁港の災害復旧事業費の二大事業が計上されているためであります。この外、特に新しい事業として、三十七年度に建設される農産物貯蔵庫の増設費、近代化資金の利子補給金を見積りした三十七年度に実施する事業は三十七年度に実施する予定であります。

広報紙で説明しましたが、その第二に「農業経営の規模の拡大、農地の集約化、畜産の導入、機械化、その他農地の保有の合理化及び農業近代化を図ること」を国の施策として行われなければならないように決まっております。この特質のうち、地主制は農地改革により打破され、零細農耕は現在まで存続しております。小型の農業では単位面積の生産はあがるにしても、それが知られていないので、生産の仕組みをもっと大型にすることが望まれています。大型トラクターを使用して生産の能力を高めていこうとするので、耕地が狭かたつたり、五ヶ所も六ヶ所も農地が散在しているのではせつなく機械も有効に使えません。一戸当りの経営規模を広げたり、農地の集団化をしたり、用排水を完備したりして、生産の効率を高めること、これが農業構造改善の意味であり、目的であります。

二、農業構造改善事業の内容は、既に御承知とは思いますが、本県では成田の豊住地区と長生の東海地区が、パイロット地域(展示地区)として指定され、昭和三十七年度から事業を実施される。市町村の数は、全国で三千百(都市近郊と森林地帯は除外)、昭和三十三年年度までの七年間に全部指定を終了し、指定を受ける市町村は三年間で指定を終了することになります。事業は補助事業と融資事業に分れて行われます。

①補助事業は一市町村当たり九千円で半額の四千五百万円が補助、残りの四千五百万円の内七〇%は融資を受けられ、共同利用事業に対してのみ第一年度三〇%、第二年度四〇%、第三年度三〇%と三年間に行われます。その対象となる事業を列記すると次のとおりです。

- (1)農業生産基盤の整備強化
- (2)農地の集約化
- (3)農産物の貯蔵庫の整備
- (4)共同施設
- (5)農産物や飼料の生産、貯蔵に必要な建物
- (6)出荷処理加工のための施設
- (7)農業共同機械化
- (8)大型トラクター、乾燥機等機械センター等の施設
- (9)融資事業として個々の農家を対象に二千万円が近代化資金と農林漁業金融公庫から貸出されます。

あなたの町民税が変わります

37年度から税条例の改正で

昨年四月、第三十八国会において成立した地方税法の一部を改正する法律の一部が改正されました。今回の改正は、主として町民税について行われ、町民税の申告制度の採用、事業専従者控除の創設、総所得と山林所得の分離、退職所得の分離課税等が大きな改正が行われ、昭和三十七年度分の町民税の計算から適用されることになりました。そのおもな改正点は次のとおりです。

△議会臨時会
二月十九日午前十時に、審議、原案のとおり可決しました。

△横芝町税条例の一部を改正
昭和三十六年の地方税法の改正により、昭和三十七年度分の住民税から課税方式が改正されました。これに伴い申告制度が義務づけられましたが、税条例中においてこれを改正するもの、

○昭和三十六年度横芝町才入才出追加更正算定追加更正算定、本年に入り第四回目の追加更正算定、漁港の災害復旧費の一千四百七十万円がその入札を契約条件に基づいて指名競争入札とするため、議会との同意を求めたため、審議、原案のとおり可決しました。

○栗山川漁港の災害復旧事業費に充てるため、百六十万円

一、世帯員に資産所得がある場合の合算課税
同一世帯に属する次の一定範囲内の親族の所得があるときは、主たる所得者の所得と世帯員の資産所得を合算して課税されることになりました。(注)資産所得とは配当所得、不動産所得の範囲

(父)と妻
(母)と子
(祖父)又は、祖母と孫
合算課税されない場合は、主たる所得者の総所得金額に世帯員の資産所得を合算した金額が二〇〇万円未満の場合、全部の親族の資産所得については合算課税されません。又、一世帯員の資産所得が五万円未満の場合は、その世帯員分については合算されません。

二、総所得金額と山林所得及び退職所得の分離課税
従来山林所得と合算課税されていた山林所得及び退職所得は、長い期間の経過により、まづ一時的に実現するという性質をもった所得であり、これを他の所得と合算して累進税率を適用することは負担の面から不合理な結果が生ずることになりました。そこで、これを別個の税率を適用し課税するよう改正されました。特に山林所得については、課税山林所得金額の五分の一の金額に税率を適用して計算した金額に五倍した金額を山林所得に対する税率とするいわゆる「五分五乗方式」の採用により税率の累進効果を緩和して山林所得者の負担の合理化を図られました。

△議会の開催
三月十日午後六時に、審議、原案のとおり可決しました。

△横芝町税条例の一部を改正
昭和三十六年の地方税法の改正により、昭和三十七年度分の住民税から課税方式が改正されました。これに伴い申告制度が義務づけられましたが、税条例中においてこれを改正するもの、

○昭和三十六年度横芝町才入才出追加更正算定追加更正算定、本年に入り第四回目の追加更正算定、漁港の災害復旧費の一千四百七十万円がその入札を契約条件に基づいて指名競争入札とするため、議会との同意を求めたため、審議、原案のとおり可決しました。

○栗山川漁港の災害復旧事業費に充てるため、百六十万円

三、変動所得又は臨時所得がある場合の税額計算の特例
前年の所得中に変動所得又は臨時所得があつた人が自治令で定める様式で申告したときは、その税額の計算については「調整課税」と呼ばれ、山林所得に対する税額計算に適用する五分五乗方式に似た特別な計算方法で税額の計算が行なわれることになりました。

四、扶養控除額の改正
従来扶養控除の第一目百〇〇円、第二目四百〇〇円、第三目以上は三〇〇〇円の控除を行なうとしていたが、これを扶養親族一人につき一律に六〇〇〇円の控除を行なうよう改正されました。

△議会の開催
三月十日午後六時に、審議、原案のとおり可決しました。

△横芝町税条例の一部を改正
昭和三十六年の地方税法の改正により、昭和三十七年度分の住民税から課税方式が改正されました。これに伴い申告制度が義務づけられましたが、税条例中においてこれを改正するもの、

○昭和三十六年度横芝町才入才出追加更正算定追加更正算定、本年に入り第四回目の追加更正算定、漁港の災害復旧費の一千四百七十万円がその入札を契約条件に基づいて指名競争入札とするため、議会との同意を求めたため、審議、原案のとおり可決しました。

○栗山川漁港の災害復旧事業費に充てるため、百六十万円

五、事業専従者税額控除の新設
所得税において、白色申告について事業専従者控除の制度が創設されたことから、町民税においてこれを税額控除することとされました。従来支払給付額として所得金額から控除されていた青色事業専従者についても、白色申告者との約りから税額控除とすることになりました。白色事業専従者一人につき一、六〇〇円、青色事業専従者二人につき一、〇〇〇円、

六、障害者、老年者、寡婦等の税額控除の新設
納税義務者が障害者、老年者、寡婦、勤労学生の場合及び障害者である扶養親族を有する場合、一人につき五〇〇〇円の税額控除をすることとされました。

△議会の開催
三月十日午後六時に、審議、原案のとおり可決しました。

△横芝町税条例の一部を改正
昭和三十六年の地方税法の改正により、昭和三十七年度分の住民税から課税方式が改正されました。これに伴い申告制度が義務づけられましたが、税条例中においてこれを改正するもの、

○昭和三十六年度横芝町才入才出追加更正算定追加更正算定、本年に入り第四回目の追加更正算定、漁港の災害復旧費の一千四百七十万円がその入札を契約条件に基づいて指名競争入札とするため、議会との同意を求めたため、審議、原案のとおり可決しました。

○栗山川漁港の災害復旧事業費に充てるため、百六十万円

